

埼玉県業務委託一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 4 月 10 日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 件名及び予定数量

令和 6 年度「彩の国だより点字版」発行・配布業務

約 520 部 × 10 回（令和 6 年 6 月号から令和 7 年 3 月号まで）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

(4) 入札の方法

別添の紙媒体による「入札書」により行う。

入札金額は、1 部当たりの単価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する公示（令和 4 年埼玉県告示第 747 号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「テープ版・点字版発行業務」の A 等級、B 等級又は C 等級に格付けされた者であること。
- (5) 過去 5 年間において、国、都道府県又は市町村と定期刊行物（月 1 回以上発行）の点字版の発行・配布あるいは類似の業務について入札等への参加実績

がある者であること。又はこれと同等の能力を有していると県が認める者であること。

3 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加者」という。）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び確認申請書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和6年4月17日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

郵送（「書留郵便」に限る。）又は持参により提出する。

(3) 結果通知

入札参加資格の有無について審査し、令和6年4月24日(水)までに、その結果を各参加者に回答する。

なお、参加資格が「なし」の場合は、その理由を付する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問票の受付

仕様書等に関し、質問がある場合は、次のとおり、郵送又は電子メールにより質問票を提出すること。その際、電話で質問票の到達の確認を行うこと。

ア 受付期間

令和6年4月25日（木）午後5時まで

イ 提出先

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号（県庁本庁舎1階）

（機関名）埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当

（電話番号）048-830-2857（直通）

（E-mail）a2830-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問票への回答

上記3(3)により参加資格が「あり」の結果通知を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）全員に共通な質問に対する回答は、次のとおり各競争入札参加資格者に電子メール等により通知する。

*回答日時 令和6年5月8日（水）午後5時まで

5 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所

埼玉県庁別館地下1階 広報課分室

(2) 日時

令和6年5月14日（火）午後3時

6 事前の郵送又は持参により提出する場合

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当

(2) 提出期限

令和6年5月13日（月）午後5時（必着）

(3) 提出方法

書留郵便又は持参によること

(4) 電話番号

048-830-2857（直通）

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額（1部当たりの単価）×520部×10回×1.10×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額（1部当たりの単価）×520部×10回×1.10×0.1

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者が提出したもの

イ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

ウ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

エ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

オ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

カ 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの

キ 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書によるもの

ク 入札者に求められる義務を履行しなかった者がしたもの

ケ その他入札の条件に違反した入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定

- ア 有効な入札書を提出した者であって、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- ウ イの同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- エ 落札者が決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、すべての競争入札参加者に通知する。
- オ 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 支払条件

- ア 発注者埼玉県は、「彩の国だより点字版」発行・配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。
- イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(8) その他

- ア 不測の事態等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期等の措置を講ずるものとする。
なお、入札・開札の延期等の措置を講ずる場合は、電話、電子メール、埼玉県ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- イ 競争入札参加者は、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ウ 競争入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

【連絡先】さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県県民生活部広報課

広報紙担当

電話：048-830-2857